

岩手県県営建設工事検査規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 19 年 3 月 30 日

岩手県知事 増 田 寛 也

岩手県規則第 33 号

岩手県県営建設工事検査規則の一部を改正する規則

岩手県県営建設工事検査規則（昭和 32 年岩手県規則第 19 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(完成検査)</p> <p>第 2 条 工事の検査（以下「検査」という。）は、工事完成の届出があった都度、知事が指定する<u>吏員（知事部局以外の機関にあっては、これに相当する職員、以下「検査員」という。）</u>が行う。</p> <p>(検査の立会)</p> <p>第 3 条 [略]</p> <p>2 前項の検査には、工事の主管課長（当該工事が、本庁以外の機関の所掌に<u>かかる</u>ものにあつては、当該機関の長。以下「出先機関の長」という。）又はその指名する<u>吏員</u>及び当該工事の監督員に指名された者（以下「監督員」という。）が立ち会うものとする。</p>	<p>(完成検査)</p> <p>第 2 条 工事の検査（以下「検査」という。）は、工事完成の届出があった都度、知事が指定する<u>職員（以下「検査員」という。）</u>が行う。</p> <p>(検査の立会)</p> <p>第 3 条 [略]</p> <p>2 前項の検査には、工事の主管課長（当該工事が、本庁以外の機関の所掌に<u>係る</u>ものにあつては、当該機関の長。以下「出先機関の長」という。）又はその指名する<u>職員</u>及び当該工事の監督員に指名された者（以下「監督員」という。）が立ち会うものとする。</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。